

## 消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分～6月分)

令和元年6月30日現在

■平成31年4月1日～令和元年6月30日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

〈取引・契約関係: 12件〉

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月19日	クレジット過剰与信規制の緩和に断固反対する意見書	クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議 代表幹事 弁護士 釜井 英法 司法書士 村上 美和子	<p>経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会においてクレジット過剰与信の規制緩和策が議論されているが、これに対し断固反対の立場から意見を述べる。</p> <p>第1 指定信用情報機関への照会義務等の免除に関する提案について、これまでの我が国における多重債務防止のための度重なる制度改善の努力やその蓄積を無視し、過剰与信規制の実効性を失わせるものであるから、撤回されるべきである。格差社会の深刻化・低所得者層の拡大により、数10万円未満の相当低額な負担にも耐えられずに自己破産を余儀なくされるケースが増えている。このため、低額であれば多重債務リスクは無い(低い)、という認識は誤りであり、多重債務の現状を十分踏まえた議論をする必要がある。</p> <p>第2 支払可能見込額調査義務の適用除外に関する提案について、現行法の過剰与信規制が相当効果的に機能している等の状況下において、クレジットの過剰与信規制を緩和する必要があるのかそもそも疑問であるし、仮に必要があるというのであれば、現在と同等あるいはそれ以上の多重債務予防効果が確保される制度となるのかどうかを慎重に見極める必要がある。</p> <p>こうした観点からすれば、仮に制度変更するとしても、事前の措置として、当該与信審査方法が支払可能見込額調査の代替手段として評価できるだけの客観的合理性があることを行政庁が審査し承認する手続を経ること、事後的措置として、貸倒率又は延滞率等の客観的検証手続を設けること等、事前・事後の厳格なチェック体制を構築することが不可欠である。</p> <p>小委員会においては、安易な規制緩和が銀行カードローン問題によって悪化に転じている多重債務問題を本格的に再燃させる危険性があることを十分認識した上で、消費者の利便性だけでなく、多重債務リスク等を踏まえた消費者の安全・安心という観点を十分踏まえた慎重な議論をして頂くよう強く希望する。</p>
4月17日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明	埼玉弁護士会 会長 吉澤 俊一	<p>1. 経済産業省産業構造審議会割賦販売小委員会において検討されているクレジットカード発行時の過剰与信規制の緩和策(下記①ないし③等の提案)は、多重債務防止の社会的要請により導入されたクレジット過剰与信規制を骨抜きにするものであり、強く反対する。</p> <p>2. ①支払可能見込額調査義務について、クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合を適用除外とすることの提案については、業界全体として統一的な基準により過剰与信を防止するという法制度の趣旨を没却することになりかねない。同審査方法について、小委員会が提示するような延滞率又は貸倒率による事後評価だけでは多重債務問題を未然防止する実効性は確保できない。</p> <p>3. ②「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合における指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務を免除することの提案について、他社における取引内容も含めたクレジット債務全体を把握することで適切な与信を行うという多重債務防止の社会的要請に基づくセーフティネットとしての義務であることを看過している。</p> <p>4. ③利用限度額10万円以下のクレジットカード等発行時には指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務を免除することの提案について、既に現行法において少額与信への特例措置が規定されており、さらにこれを免除する必要性は認められない。</p> <p>5. 手持ち資金が前提となる前払い決済や即時払い決済と多重債務問題の発生原因となる後払い決済とで与信審査のコストが異なることは当然である。</p> <p>6. しかも、経済産業省は、過剰与信防止義務の大幅な規制緩和を審議する手続において、消費者団体や多重債務相談窓口の関係者の意見を聴取することなく進めようとしており、手続的にも重大な問題がある。</p> <p>よって、今般のクレジット過剰与信規制の緩和には強く反対する。</p>
4月24日	クレジット決済の過剰与信規制の緩和についての意見	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長 増田 悦子	<p>3月12日の第21回産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において議論された、支払可能見込額調査及び指定信用情報機関の信用情報の使用の義務等の規制緩和について、消費生活相談の現場を知る立場から、以下のとおり、意見を申し述べる。</p> <p>1. 支払可能見込額調査義務の免除、指定信用情報機関の信用情報の照会義務の免除、指定信用情報機関への信用情報の登録義務の免除について反対する。</p> <p>2. 利用限度額10万円以下の少額与信カードの場合に指定信用情報機関の信用情報の使用義務を免除することについて反対する。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月7日	クレジット決済の過剰と信規制の緩和についての意見	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏保 代表理事(共同代表) 長田 三紀 代表理事(共同代表) 浦郷 由季	<p>現在、経済産業省 産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会において「テクノロジー社会における割賦販売法制の現状と課題」についての議論が行われ、「技術・データを活用した与信審査」などが論点に挙げられている。技術やデータの活用自体は有益な面もあるが、他方で消費者が過剰と信等により支払困難に陥る事態は避けなければならない。多重債務者の増加防止を求める立場から、意見を申し述べる。</p> <p>1. 支払可能見込額調査義務の免除、指定信用情報機関の信用情報の照会義務の免除、指定信用情報機関への信用情報の登録義務の免除については、慎重な検討を求める。</p> <p>2. 利用限度額10万円以下の少額と信カードの場合に、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を免除することについて、多重債務防止の観点から反対である。</p>
5月8日	クレジット決済の過剰と信規制の緩和についての意見	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言特別委員会	<p>2019年3月12日の第21回産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において、「テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方」について議論が行われた。この中で、包括信用購入あっせんのクレジットカードを発行する際に、利用限度額が10万円以下の場合には、支払可能見込額調査に限定せず、カード会社独自の「技術・データを活用した与信審査」の選択を認める提案等が出たことに対して、以下の意見を申し上げる。</p> <p>1. 多重債務防止の観点から、支払可能見込額調査義務の免除、指定信用情報機関の信用情報の照会義務の免除、及び指定信用情報機関への信用情報の登録義務の免除については強く反対である。</p> <p>2. 利用限度額10万円以下の少額と信クレジットカードを作成する際に、指定信用情報機関の信用情報の照会義務、情報の登録義務等の使用義務を免除することに反対である。</p>
5月10日	クレジット過剰と信規制の緩和に反対する意見書について【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 菊地 裕太郎	<p>経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において検討されているクレジット過剰と信の規制緩和策に関して、以下のとおり意見を述べる。</p> <p>1 包括信用購入あっせんのクレジットカード等を交付・付与する際、その利用限度額が10万円以下である場合、又は支払可能見込額調査(割賦販売法第30条の2第1項)の代わりにクレジットカード会社独自の「技術やデータを活用した与信審査方法」を使用する場合に、指定信用情報機関への信用情報の照会義務(同法第30条の2第3項)及び基礎特定信用情報の登録義務(同法第35条の3の56第2項及び第3項)を免除することは、多重債務防止のための過剰と信規制の実効性を失わせるおそれがある。したがって、いずれの場合も、指定信用情報機関への信用情報の照会義務及び基礎特定信用情報の登録義務は維持すべきである。</p> <p>2 仮に、「技術やデータを活用した与信審査方法」を支払可能見込額調査義務(同法第30条の2第1項)の代替手段として認めるとすれば、事前の措置として、当該与信審査方法の合理性を審査する手続と、事後的措置として、貸倒率又は延滞率等の客観的検証手続を設けることの両方の措置を講ずるべきである。</p>
5月14日	クレジット過剰と信規制の緩和についての意見	一般財団法人日本消費者協会 理事長 松岡 万里野	<p>経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会で、「テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方」をテーマに検討が行われている。</p> <p>今回の割賦販売小委員会の検討はテクノロジーの利用によって、与信の規制を緩和しようというものである。再び多重債務者の増加が起こらないよう下記の意見を提出する。</p> <p>1. 支払可能見込額調査義務などの規制緩和について反対である。 小委員会では技術・データを活用した与信審査ができる場合は、支払可能見込額調査義務の免除、指定信用情報機関の信用情報の照会義務の免除、指定信用情報の登録義務の免除が議論されているが、これらの規制緩和に反対である。</p> <p>2. 利用限度額10万円以下の少額と信カードの場合に、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を免除することについて、反対である。 限度額が10万円であったとしても、悪質な販売事業者の勧めなどで、クレジット会社を変え何枚も作られることがある。利用限度額が少額だからとして、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を免除することは、多重債務者の増加を防ぐために反対である。特に、成年年齢引下げによって少額と信カードの利用者も若年者が多くなることが予想される。少額だからといって信用情報の使用義務を免除すべきではない。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月17日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する理事長声明	関東弁護士会連合会 理事長 木村 良二	<p>1. 経済産業省産業構造審議会割賦販売小委員会において検討されている割賦販売法上規制される与信審査の緩和策(下記①ないし③等の提案)は、多重債務防止の社会的要請により導入されたクレジット過剰与信規制を骨抜きにするものであり、強く反対する。</p> <p>2. ①支払可能見込額調査義務について、AIやビッグデータを活用するという、クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合を適用除外とすることの提案については、業界全体として統一的な基準により過剰与信を防止するという法制度の趣旨を没却することになりかねない。仮に多様な与信審査基準を選択肢として認めるとすれば、その与信審査基準が支払可能見込額調査に代替しうるだけの客観的に合理的な審査方法であるか否かを、行政庁等の第三者が事前に確認するなどの措置を講じる必要があるが、行政庁等が、その審査方法の合理性判断を事前かつ客観的に行うことは現実的ではない。</p> <p>3. ②「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合における指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務の免除することの提案について、与信先である個人の、他社における取引内容も含めたクレジット債務全体を把握することによって、当該個人に適切な与信を行うという多重債務防止の社会的要請に基づくセーフティネットとしての義務であり、これらの義務を撤廃することは断じて許されない。</p> <p>4. ③利用限度額10万円以下の与信について指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務を免除するという提案について、既に現行法において、少額与信への特例措置が規定されており、さらなる指定信用情報機関の照会義務及び登録義務自体まで免除するべきではない。</p> <p>5. 与信を伴う後払い決済においては、よりコストがかかることは当然であり、指定信用情報機関の照会事務及び与信情報の登録義務の撤廃によって、多重債務防止のセーフティネットを崩壊させることはあってはならない。</p> <p>また、クレジットを伴う消費者被害が後を絶たないこと、成年年齢下げによる消費者被害増加が見込まれることから規制緩和は慎重に行うべきである。</p> <p>なお、経済産業省は、過剰与信防止義務の大幅な規制緩和を審議する手続において、消費者団体やその他消費者の視点からの意見を十分に聴取することなく進めようとしており、手続的にも重大な問題がある。</p> <p>よって、今般のクレジット過剰与信規制の緩和には強く反対する。</p>
5月17日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明	第二東京弁護士会 会長 関谷 文隆	<p>経済産業省産業構造審議会割賦販売小委員会は、クレジットカード等の交付・付与時の過剰与信規制について、①利用限度額10万円以下の与信について指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務を免除すること、②クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合には、支払可能見込額調査義務を免除すること、③「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合は、指定信用情報機関への信用情報の照会義務及び基礎特定信用情報の登録義務を免除すること等の規制緩和策を提案し、検討している。</p> <p>インターネット取引やスマートフォンの急速な普及により、若年者がキャッシュレス決済を利用して商品やサービスを購入手続きが増えていることに伴い、各種決済からクレジット決済へと抵抗感なく移行するなどした結果、思わぬ債務を負担する等のリスクが高まっている。特に、2022年4月施行の民法改正により成年年齢が18歳に引下げられることから、若年者の多重債務や消費者被害の増加が懸念されており、少額サービスであったとしても、複数サービスの利用が重複し得ること等からすると、安易なクレジット過剰与信規制の緩和は危険である。</p> <p>指定信用情報機関への信用情報の照会義務及び与信情報の登録義務は、多重債務防止のためのクレジット過剰与信規制の実効性を確保するために導入されたものであり、堅持すべきである。</p> <p>また、仮にクレジットカード会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」の選択肢を認めるとしても、支払可能見込額調査義務の代替手段としての客観的合理性を確保できる措置を講じなければ、過剰与信規制の実効性を確保することができず、多重債務問題を防止することが困難となる。</p> <p>よって、クレジット過剰与信規制の緩和に反対する。</p>
5月17日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明【参考送付】	茨城弁護士会 会長 根本 信義	<p>1. 経済産業省産業構造審議会割賦販売小委員会において検討されているクレジットカード発行時の過剰与信審査の緩和策(下記①ないし③等の提案)は、多重債務防止の社会的要請により導入されたクレジット過剰与信規制を骨抜きにするものであり、強く反対する。</p> <p>2. ①支払可能見込額調査義務について、クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」(主にいわゆるビッグデータを用いて与信審査をする方法)につき適用除外とすることの提案については、過剰与信をしても自社には返済を続けてくれる者をデータから選別して与信を行うことにもなりかねず、現行の支払可能見込額の算出金額を超えた与信となる可能性が高くなる。</p> <p>また、ビッグデータによるデータ解析によって相関関係が判明したとしても因果関係までは不明確でかつその相関関係がどのような理由によって生じたのかクレジット会社にも判断できないため、与信が過剰与信となっていないかの検証が実質的に不可能で、過剰与信を防止し得る客観的合理性をもつ審査を担保することが困難になる。</p> <p>3. ②「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合における指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務の免除すること、③利用限度額10万円以下の与信について指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務を免除するという提案について、与信情報の登録義務を免除すれば、借入をした者の支払可能見込額が不明確となり、過剰与信の温床となる。</p> <p>そして、②については、与信情報を各社が登録せずかつ与信情報の照会もしなければ、他社からの与信内容の把握は自己申告によるしかなく、自己申告がなければ他社からの与信を除外して支払可能見込額を算定して与信をする、すなわち過剰与信をすることになってしまう。</p> <p>また、③については、照会義務及び登録義務を免除してしまうと、複数の与信を受けることで過剰与信につながる。</p> <p>4. 多重債務を原因とする自殺者数は、現行規制以前の平成19年に比べ、現行規制後の平成25年には約3分の1に減少しており、現行規制が多重債務防止に効果的であったことは明らかである。</p> <p>現行規制を緩和し、過剰与信が行われるようになれば、現行規制以前の状態に逆戻りし、自殺者数が増加するおそれは極めて高い。国民の生命身体の安全を無視して、与信を行う業者の利益を優先することとなりかねない。</p> <p>よって、今般のクレジット過剰与信規制の緩和には強く反対する。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月29日	いわゆる「預託商法」について抜本的な法制度の見直しを求める意見書	奈良弁護士会 会長 石黒 良彦	いわゆる「預託商法」のうち、事業者による物品の販売と、販売業者又はその関連業者が収益の配当を約して当該物品の預託を受けることが一体的に行われている取引については、金融商品取引法の「集団投資スキーム」に該当するとして、登録制及び各種行為規制の適用対象となるよう、金融商品取引法及び関係法令を改正すべきである。
6月13日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明	札幌弁護士会 会長 樋川 恒一	<p>経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会（以下「小委員会」という。）において検討されているクレジット過剰与信の規制緩和策に関して、多重債務防止及び消費者保護の観点から、下記の理由のとおり強く反対する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小委員会は、クレジット会社がクレジットカードを交付する際、①会社独自の技術やデータを活用した与信審査方法を使用する場合において支払可能見込額調査義務を適用除外とすることや、指定信用情報機関への信用情報の照会義務及び基礎特定信用情報の登録義務を免除すること、②利用限度額が10万円以下である場合は上記各照会義務・登録義務を免除すること等の規制緩和策を検討している。</li> <li>2. 割賦販売法の上記各義務は、平成20年の改正において、事業者の過剰与信による多重債務が社会問題化していたことを踏まえそれを防止するという強い社会的要請に基づいて規定されたものであって、利便性を追求するあまり、クレジット業界全体が信用情報を共有して過剰与信を抑制するという指定信用情報機関の存在意義を失するような安易な規制緩和に走ることは到底看過できない。</li> <li>3. 確かに、規制緩和によるクレジット会社間の競争や手数料負担の軽減、決済手段の多様化は、消費者にとっても利便性が高まる側面がある一方、少額与信の規制緩和による上記各義務の回避や2022年に予定されている成年年齢の引下げ等により、消費者が十分な認識や抵抗感を欠いたまま多額の債務を負担する危険性は否定できない。</li> <li>4. 割賦販売法は既に、30万円以下という比較的少額の与信の場合であっても多重債務に陥る危険性を否定できないことを想定しているところでもある。</li> <li>5. 以上のような理由から、今回の規制緩和策は、過剰与信とこれによる多重債務を防止するという先の改正の趣旨を根底から覆すものであり、特に若年層の多重債務問題を惹起する高度の危険性があると考え、当会は強く反対する。</li> </ol>

<食品表示関係:6件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月5日	特定保健用食品の有効活用と制度の発展について	公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長 下田 智久	<p>現在、特定保健用食品は、食品安全委員会では主に関与成分に関する安全性の審査が行われ、食品健康被害評価に基づく評価書が公表されている。</p> <p>一方、消費者委員会では有効性の審査をはじめ、安全性と有効性の総合的な審査も行われているが、公表されているのは、答申書と議事録のみであり、審査内容を把握することが難しい。</p> <p>そこで、食品安全委員会と同様に、消費者委員会における審査結果を評価書として公表することを要望する。</p> <p>評価書の公表により、許可された表示の安全性と有効性のエビデンスレベルと審査基準や過程が明確になり、消費者の商品選択をサポートする専門家（医師、薬剤師、管理栄養士、アドバイザー・スタッフ（食品保健指導士等）など）の情報源となることで、消費者に正しい摂取方法が推進され、国民の健康の維持増進のさらなる向上が図られることが期待される。</p> <p>特定保健用食品の申請要件に対して、どのような評価を受け、安全性と有効性が認められたのか、許可された表示とエビデンスレベルが明確になることで、専門家をはじめ、消費者にも理解が深まることが期待される。</p> <p>また、審査経過の透明性が図られ事業者の申請の予見性の確保が期待されるとともに、申請を検討している事業者がそれらを参考としてより適切な申請書を作成することができるため、結果として、審査の迅速化も期待される。</p>
4月19日	新たな遺伝子組換え表示制度に係る食品表示基準の一部改正について	日本生活協同組合連合会 専務理事 和田 寿昭	<p>2017年度に消費者庁で開催された「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」の報告書に基づき、内閣府令が出され、消費者により分かりやすい表示制度のため、消費者委員会食品表示部会で慎重な審議がされたことは評価するが、今回の改正は、「遺伝子組換えでない」旨の表示について、新たな公定検査法での「不検出」を条件とするものの、現状ではその検査法や「不検出」の条件が決まっていない。</p> <p>このことで、食品表示に係る監視体制の全体像が曖昧となり、消費者にとって本当に意義のある改正であるかが分からず、また事業者にとっては今後の対応を進めにくい状況にある。今回の制度改正の意味や目的が実現されるものとなるよう、特に下記3点について要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①消費者委員会の答申書の附帯意見のとおり、新しい公定検査法や不検出の条件、監視方法が今回の改正の基本で、これら全体像が明確にならないうちに改正を進めるべきではない。表示の実効性に大きく影響する公定検査法や不検出の閾値等が明らかになり次第、改めて広く国民からの意見を聞き、慎重に検討を行ってほしい。</li> <li>②消費者に分かりやすい表示制度とするためには、できるだけ食品業界全体で統一した表現に合わせていく必要がある。そのためにも、今後の各社の表示状況や消費者の理解度を継続的に調査し、消費者委員会食品表示部会が指針を示したり、消費者庁がQ&amp;Aのガイドラインを作ってそれを徹底するなど、消費者に最適な表示制度に近づけるための継続的な取組をお願いしたい。</li> <li>③新しい制度の適用にあたっての事業者の作業は相応の期間を要する。現時点では、2023年4月の施行とされているが、今後の農産物の栽培や取引の状況等も踏まえて、改めて事業者の実行可能性に配慮し、施行日を改めるなど、十分な準備期間が確保されるようにしてほしい。</li> </ol>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月30日	食品表示部会の審議に関する要望書	特定非営利活動法人日本消費者連盟 共同代表 天笠 啓祐 共同代表 大野 和興 遺伝子組み換え食品いらない！ キャンペーン 代表 天笠 啓祐	<p>消費者委員会食品表示部会において審議されているゲノム編集技術応用食品の表示に関して、消費者の声を取り入れ、表示義務付けを要望する。</p> <p>5月23日に開催された食品表示部会では、当該技術を推進している研究者から「自然界で起きている突然変異と区別できない」、「従来の育種技術と変わらない」等の説明がされたが、オフターゲット作用のほか、遺伝子操作の過程での想定外の変異により人の健康に有害作用をもたらす可能性を否定することはできず、消費者は不安を感じている。厚生労働省からの説明も通り一遍で、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において、食品への表示を求める意見が大勢であったことも伝えられなかった。こうした運営は大変遺憾である。</p> <p>このような拙速な議論では、消費者の声を十分には汲むことはできず、表示の必要性についての部会内での認識も深まらない。当会は食品表示部会の議論に関して、以下の点を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この技術に反対もしくは慎重な姿勢の専門家から、ゲノム編集技術の懸念等についてヒアリングを実施してほしい。分子生物学者の河田昌東氏を推薦する。</li> <li>2. 消費者団体からのヒアリングを実施してほしい。全国消費者団体連絡会事務局長浦郷由季氏、日本生活協同組合連合会組織推進本部長二村睦子氏を推薦する。</li> <li>3. EU（欧州連合）での議論について、ヒアリングを実施してほしい。</li> <li>4. 少なくとも東日本と西日本で意見交換会を開催してほしい。</li> <li>5. 消費者の不安を受け止め、食品への表示を義務付けてほしい。</li> </ol>
6月8日	ゲノム編集技術応用食品の表示制度についての意見書	食のコミュニケーション円卓会議 代表 市川まりこ	<p>食品表示部会で行われているゲノム編集技術応用食品の表示制度についての意見交換での議論の一助となるよう、食のコミュニケーション円卓会議として、以下の意見をまとめた。</p> <p>【意見】            ゲノム編集技術応用食品の表示について、遺伝子組換え食品の表示制度との整合性に基づき、ゲノム編集技術を使用したことの義務表示は不可とし、「ゲノム編集技術応用食品でない」という表示もしてはならないと考える。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 遺伝子組換え食品表示においては、その食品から遺伝子組換え成分が検出出来ないものに関しては、仮に表示されてもその表示の信頼性を検証することが出来ないため、表示対象から外している。この原則は、ゲノム編集技術応用食品にも適用すべきで、ゲノム編集技術応用食品において、その技術を使ったかどうか科学的検証が不可能な食品については、仮に表示されてもその表示の信頼性を検証することが出来ないため、表示を求めることはできないと考える。</li> <li>② 科学的検証が出来ない場合、「ゲノム編集技術応用食品である」、或いは、「ゲノム編集技術応用食品ではない」のかは検証できないので、どちらの表示も認めるべきではないと考える。</li> <li>③ ただし、ゲノム編集技術によって栄養成分などを高める等を行い、そのメリットを示したい事業者等がそのことをデータで示し、消費者が何らかの手段でアクセスできる場合、任意表示は認められると考える。</li> <li>④ ゲノム編集技術を用いないで育成された食品に対して、「ゲノム編集技術応用食品でない」という表示は、消費者に優良誤認を招くおそれがあると強く懸念されることから「ゲノム編集技術応用食品でない」表示はしてはならないと考える。</li> </ol>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月26日	「食経験の歴史が無く安全性が確立されていないゲノム編集応用食品の対応に関する検討のやり直しを求めます。また、今後市場化してしまった場合には全面的な情報開示を開発者に義務づけ、ゲノム編集応用食品には厳格な表示をすることを求めます。」	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山 美智子	厚生労働省は3月28日、ゲノム編集技術を利用して得られた食品について、一部を除き従来の品種改良と同じであるとして、安全審査を受けなくても届け出だけすれば流通を認める方針を公表した。 この報告書案は多くの問題があり、再度検討することを求める。 1. 予防原則に基づき全てのゲノム編集技術応用食品に安全性審査の手続きを義務付けてほしい。 (1) 厚生労働省が薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会の審議において、示した案では、ゲノム編集技術はこれまでの育種技術の範囲内であることが強調された。また、遺伝子組み換え食品ではなく安全性審査も不要である、としている。これに対し、オフターゲットについて、「人間への悪影響は排除できない。慎重な動物実験が必要なのではないか」との意見も出た。 (2) ゲノム編集は、そもそも遺伝子を壊す技術である。不要な遺伝子など生物にはなく、簡単に行われる遺伝子操作は重大な結果をもたらすおそれがある。 (3) ゲノム編集の結果は完全には予測できず、想定外のアレルゲンや有害物質が産生される可能性があり、食品安全性に重大な影響を及ぼしかねない。長期にわたりゲノム編集作物動物応用食品を摂取した場合に体にどのような影響を及ぼすのか、また及ぼさないのかデータがなく、悪影響が生じる可能性が排除できない以上、予防原則に基づいたルール作りが求められます。 2. トレーサビリティの確立をはかり、届け出の義務付けと全面的な情報公開及び表示ができる仕組みを整えてほしい。 ゲノム編集応用食品であることを消費者に知らせる方法について、報告書では、①食品名や利用方法②技術内容③健康への悪影響がないことの確認④外来の遺伝子を組み入れていないことなどについて任意の届け出を行政庁に行い、企業秘密に配慮したうえで公表するとしている。事業者が届け出た内容を行政庁が消費者に情報公開することを徹底させる必要がある。また、届出がなされた食品は、ゲノム編集技術応用食品であることが前提なので、その旨の表示は容易で、その販売には、ゲノム編集技術応用食品であることも同時に表示しなければ、不公正・不公平である。この報告書案では、ゲノム編集技術は遺伝子組み換え技術ではないとの議論を前提とし、従来の植物育種技術から安易に安全性を認めているので、消費者の選択権を十分に保証するものとはなっていない。 3. 以上、多くの問題があり、広くリスクコミュニケーションを推進することが必要とされる。国会での審議も含めてゲノム編集応用食品の対応に関する検討をやり直すことを求める。
6月26日	ゲノム編集食品の表示に関する委員会審議の改善を求めます	特定非営利活動法人日本消費者連盟 共同代表 天笠 啓祐 共同代表 大野 和興 遺伝子組み換え食品いらない！ キャンペーン 代表 天笠 啓祐	消費者委員会食品表示部会は、ゲノム編集技術応用食品について、わずか2回の審議で、報告書をまとめることもなく終わった。貴委員会が消費者から負託された責務を十分に果たしていないことに遺憾の意を表明し、改善を求める。 貴委員会は独立した第三者機関として、消費者の利益を擁護し、関係省庁に意見を表明する立場にあり、このままでは貴委員会が結論先にありきの審議を行っているとの誹りを免れない。食品を選択することは消費者の権利であるにも関わらず、このままでは消費者は食品を選択することができない。貴委員会が設置の初心に立ち返り、消費者の利益を最優先に審議をされることを強く要望し、以下二点について要請する。 1. 厚生労働省に対し、ゲノム編集食品の届出義務付けをするよう、再検討を要請すること。 2. 改めてゲノム編集食品の表示義務付けを消費者庁に答申すること。

<公益通報者保護制度：1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月13日	「公益通報者保護法の規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策についての答申(府消委第283号)」の尊重と実行ご尽力の要望	中島 秀隆	第297回本会議、および第298回本会議にて、答申(府消委283号)に関する議論が行われたが、今後の進捗管理については消費者委員会と同一の意見である。専門調査会で議論してまとめられた報告書に基づく「答申」が尊重され、「公益通報者保護の実効性の向上」に結びつく法改正の実現がなされるようお願いする。 1 消費者庁においては、答申(府消委第283号)を尊重し、法改正に関する検討を求める。 2 消費者委員会と消費者庁の間で、定期的に検討進捗状況をモニタリングおよびフォローアップを求める。 3 検討上、課題がある場合は、内閣府消費者委員会「公益通報者保護専門調査会」と協力して解決を図るよう求める。

<消費者安全関係：1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月9日	ゾフルーザと先駆け審査指定制度に関する要望書【参考送付】	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木 利廣	以下の対応を求める 1 ゾフルーザの販売を中止すること 2 薬機法改正に当たり、先駆け審査指定制度については、以下の事項を省令に明記し、これを厳格に解釈適用すること (1) 適用対象は、現在厚生労働省が定める指定要件を満たす場合に限ること (2) 省令に、一度指定をした後も要件を満たさないことが明らかになった場合にはすみやかに指定を取り消すべき旨を明記すること

<その他:8件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月15日	食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書	北海道江差町議会 議長 打越 東亜夫	<p>国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取組を進めるため、以下の事項について真摯に取り組むことを強く求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に促進するため、法律の制定を含めたより一層の取組を実施すること。</li> <li>2. 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。</li> <li>3. 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取組を更に支援すること。</li> </ol>
5月24日	「消費者政策国際会合」への消費者参加を求める意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	<p>「消費者政策国際会合について、以下のとおり要望する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費者政策国際会合では、消費者が抱える国際的な消費者課題の解決に向け、国際消費者機構など様々なステークホルダーによる開かれた議論の場を提供していただきたい。企画内容を国内外の消費者団体および関係者に広く告知をしていただきたい。</li> <li>2. 諸外国の消費者政策を学べる貴重な機会として、消費者政策国際会合には国内外の多くの消費者・消費者団体が参加できるように検討していただきたい。なお、消費者団体は財政的に課題があり徳島に行くことは困難であることから、例えばインターネット中継を実施する、消費者庁でのパブリックビューイングを実施するなど、参加のしやすさを工夫していただきたい。</li> <li>3. 消費者政策国際会合の成果について、国内外の消費者団体および関係者に広く周知をしていただきたい。</li> </ol>
5月31日	消費者行政の一層の充実・強化を求める決議	福岡県弁護士会 会長 山口 雅司	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当会は、消費者庁及び内閣府消費者委員会の創設10年の節目に当たって、いまだ多く発生している消費者被害の予防と救済を図るべく、以下の措置をはじめとする、消費者行政の一層の充実・強化を求める。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方消費者行政を、国の消費者行政の一端を担うものとして明確に位置づけ、国からの予算支出による積極的な財政措置を講じること。</li> <li>(2) 高齢者の消費者被害の予防と救済を図るべく、各地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置を推進し、さらに、不意打ち的な電話勧誘・訪問販売を規制し、いわゆる「つけ込み型」の不当勧誘につき、包括的に消費者に契約取消権を認めるなどの立法措置を講じること。</li> <li>(3) 若年者に対する消費者教育を幅広く展開すべく、国や地方公共団体による財政支援を充実させ、消費者庁として積極的なリーディングをとること。</li> <li>(4) 適格消費者団体および特定適格消費者団体に対して、直接的な財政支援をなすこと。</li> </ol> </li> <li>2 消費者庁が、消費者政策の司令塔としての機能を強化し、緊急事態等に迅速に対応し、法制度の企画・立案・実施を効率的に行うためには、各省庁及び国会と同一地域に存在することが必要不可欠であるから、これに反する消費者庁の全面的な地方移転に反対する。</li> </ol>
6月3日	消費者庁の本体機能を微塵も低下させることなく徳島「消費者行政新未来創造オフィス」を有効活用することを求めます！	全国消費者行政ウォッチねっと	<p>「消費者庁地方移転問題」に伴って徳島に設置された「消費者行政新未来創造オフィス」について、3年後の見直しの時期がきている。</p> <p>私たちは、消費者庁等の地方移転は消費者行政全体の機能低下をもたらすおそれがあることから、消費者庁・国民生活センターの移転については当初から断固反対の立場で活動してきた。あわせて、同オフィスについても、移転問題と明確に切り離し、消費者庁・国民生活センターの機能を一歩たりとも後退させないことを絶対条件とすべきとの意見を表明してきた。</p> <p>同オフィスのこの3年間の状況を見ると、消費者教育等一定の分野で成果があったと思われるものの、研修事業などでは成果に疑問が残る面も見られる。</p> <p>そのため、今後の同オフィスの在り方を検討するにあたっては、例えば、同オフィスを四国・関西地域における人材育成やスキルアップの拠点とすることなど、「地方消費者行政の底上げ」という観点から工夫することが重要であると考え。その際に消費者庁・国民生活センターの本体機能を微塵も損なうことがあってはならない。</p> <p>なお一部では、同オフィスを消費者庁本体とし、逆に東京を事務所化するべきといった意見も出ているようだが、消費者行政の充実強化の観点から賛成できない。同オフィスの見直しの議論は、消費者庁移転とは明確に切り離したうえで、あくまで消費者行政の充実・強化の観点から行われることを強く望む。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月31日	「消費者行政新未来創造オフィス」の検証・見直しは日本全体の消費者行政の一層の充実・強化という視点で行ってください	主婦連合会 会長 有田 芳子	<p>「政府関係機関の地方移転」に関する取組として2016年7月に徳島県に設置された「消費者行政新未来創造オフィス」が、3年後の検証・見直しの時期を迎えようとしている。</p> <p>主婦連合会は、消費者被害の救済など消費者の権利擁護は地方創生と天秤にかけるべきではないという主旨から、消費者庁、国民生活センターの地方移転には一貫して反対を表明している。徳島県における「消費者行政新未来創造オフィス」の設置については、消費者庁および国民生活センターの本来の業務をいささかも低下させないという前提で、新しい消費者行政の創出に向けた試みという視点から賛成という立場をとってきた。同オフィスの3年間の活動を見ると、消費者庁に関しては、地方にも新たに拠点をもちつことの意義はある程度確認されたと考える。その上で、今回の実証を踏まえて、他の自治体にも活動を広げ、国民全体のための消費者行政の充実を図るため、消費者庁の本体機能を地方から補充するための拠点づくりを、一地方に偏ることなく展開することに活かしてほしい。</p> <p>国民生活センターの研修事業については、受講者数の低迷など、徳島を拠点とする利点は見いだすことはできなかった。また商品テストについても、一実証フィールドとしての意義以上のものは得られなかったという結果であり、国センの徳島県常駐の必要性は否定されたという結論を明確にすべきと考える。</p> <p>消費者庁、国民生活センターの本体機能を衰えさせることは絶対に許されない。そのためにも、検証の結果として、本体の地方移転はないという結論を改めて明確にすべきと提言する。その上で、消費者庁が地方拠点を各地に展開することや、国民生活センターの各地での開催を今後事業化することに私たちは賛成である。</p> <p>消費者行政新未来創造オフィスの検証・見直しにあたっては、一地方のためではなく、全国の消費者のための行政機能の一層の充実という観点から議論が行われることを強く要望する。</p>
6月7日	全国の消費者行政強化への波及効果、東京における消費者庁、国民生活センター、消費者委員会の充実・強化を踏まえ、「消費者行政新未来創造オフィス」の検証・評価を行ってください。【参考送付】	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 増田 悦子	<ol style="list-style-type: none"> <li>消費者庁について 徳島オフィスでの取組の効果、課題を踏まえ、全国の都道府県及び消費者の利益に資するための展開が、今後必須のことと考える。また、知事の強いリーダーシップがあれば、同オフィスの設置はどこでも可能であり、各地で実施することが、消費者庁の機能強化になると同時に、その地方の消費者行政の強化になると考える。</li> <li>国民生活センターについて ・国民生活センターの研修事業については、各地にいる有用な講師を発掘活用すること、その地域の消費生活相談員や行政職員が参加しやすくなる必要がある。地方消費者行政の自主財源が十分でない現状において、各地で地方研修を実施するほうが、効果的であり公平である。 ・国民生活センターは、消費者問題・暮らしの問題に取り組む中核的な実施機関として、消費者・生活者、事業者、行政を「たしかな情報」でつなぎ、公正・健全な社会と安全・安心な生活を実現する機関である。「消費者行政新未来創造オフィス」の取り組みを元に全国に広めることを目的に、地方創生予算として別途計上していただくことを要望する。 ・商品テストについては、テーマによっては実証フィールドとして地方を活用できるようだが、実際の試験は県外で実施していたことから、費用、利便性、効果から同オフィスで実施する意味は少ないと考える。</li> <li>終わりに 知事の強いリーダーシップがあれば、他の自治体でも実施できることがわかった。全国の都道府県及び消費者の利益に資するために、このたびの効果、課題を踏まえ、消費者庁の強化、地方消費者行政の強化、消費者庁と地方との連携を念頭に、いかに全国展開するかを検討することが、今後一番重要であると考えている。</li> </ol> <p>また、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」において、「これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務(国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等)は東京で行う。」という基本方針が定められていることを改めて指摘する。本協会では、消費者庁、国民生活センター・消費者委員会の地方移転については、当初より強く反対している。消費者行政の充実・強化のために、改めて、消費者庁、国民生活センター・消費者委員会の地方移転に反対することを表明する。</p>
6月25日	「消費者行政新未来創造オフィス」の今後についての意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	<p>2014年、政府の「まち・ひと・しごと創生本部」において、消費者庁等の地方移転の検討方針が突如として公表されて以降、全国消団連などの消費者団体、弁護士会等の多くが消費者行政の機能低下を懸念し、移転反対の意見を表明してきた。</p> <p>その後 2016年9月の「まち・ひと・しごと創生本部」決定に基づき、「これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務(国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等)は東京で行う」と基本的考え方が示されたうえで、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点として「消費者行政新未来創造オフィス」が徳島県に開設されるとともに、3年後に当たる2019年度を目途に検証・見直しを行うこととされた。</p> <p>今回の「消費者行政新未来創造オフィス」の検証・見直し時期を迎え、私たちは消費者行政の機能の維持・発展を求める立場から、以下の意見を申し述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>消費者行政新未来創造オフィスの位置付けは、本庁の現有体制を維持したうえで追加措置であることを明確にされたい。新未来オフィスのプロジェクトの成果は有効に活用し、全国に展開されたい。</li> <li>消費者行政新未来創造オフィスでの国民生活センターの取組は、撤退するべきである。</li> <li>消費者庁が消費者の権利の確立やくらしの向上に資する組織として、「消費者行政の司令塔」としての機能を十分に果たすことを強く望む。</li> </ol>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月25日	バイオマス発電における新規液体燃料に関する意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	<p>2018年、2019年の経済産業省の調達価格等算定委員会で、FITのバイオマス液体燃料として、パーム油・大豆油・キャノーラ油等の植物油を加えるかについて検討され、ここでの検討を受けて2019年4月「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ」が設置され、更に検討が重ねられている。電気は私たち消費者の生活になくてはならないものである。一方で、食料問題は、世界の人口増加に伴い、自国の利益だけで考えることのできない重要な課題である。今回の検討は電気料金と食料問題という消費者のくらしに密接に関わるテーマであることから、消費者団体として以下の通り意見を申し述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 植物油を発電のために利用することには反対</li> <li>2. 輸入を前提としたバイオマス燃料は原則としてFITの対象にすべきではない</li> </ol>